

随意契約の状況			担 当 課	水産課	
			契 約 日	令和6年11月20日	
物品名	契約の概要	契約期間	契約の相手方		契約金額 (税抜)
トラウトサーモン 種苗	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したトラウトサーモン種苗 6,000尾を町から右記の者へ売却するもの。	令和6年11月20日～ 令和6年11月24日	久遠郡せたな町大成区久遠69番地3 ひやま漁業協同組合大成支所 大成養殖部会 会長 荒谷 努		3,670,920円 (3,337,200円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由					
<p>熊石サーモン種苗生産施設において生産している種苗は、海面養殖用の種苗として生産していることから、近隣においてトラウトサーモンの海面養殖事業を行っている上記事業者を契約の相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。</p>					